

中津川市上下水道だより

消費税の増税に伴う上下水道料金の改定について

広報なかつがわ9月号でもお知らせしましたが、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、中津川市上下水道料金については、11月検針・12月請求分から下記の表のとおり改訂されます。(10月検針・11月請求分については、9月分の使用水量が含まれるため、従来どおりの上下水道料金に据え置かれます。)

料金改定の時期に合わせて新しい料金表を市公式ホームページにも掲載します。

<水道料金>

改正前 (8%税込み・円)

	口径(mm)	料金
基本料金	13	1,296
	20	1,836
	25	5,616
	30	8,856
	40	16,524
	50	25,596
	75	62,532
	100	108,864
水量料金 (1m ³ ごと)	水量	料金
	1 m ³ ~10 m ³	86.4
	11 m ³ ~20 m ³	118.8
	21 m ³ ~50 m ³	145.8
	51 m ³ 以上	172.8

改正後 (10%税込み・円)

	口径(mm)	料金
	13	1,320
	20	1,870
	25	5,720
	30	9,020
	40	16,830
	50	26,070
	75	63,690
	100	110,880
	水量	料金
	1 m ³ ~10 m ³	88.0
	11 m ³ ~20 m ³	121.0
	21 m ³ ~50 m ³	148.5
	51 m ³ 以上	176.0

<下水道使用料>

改正前 (8%税込み・円)

種別	料金	水量	料金
一般汚水	基本料金	10 m ³ まで	2,052
	従量料金 (1 m ³ ごと)	11 m ³ ~20 m ³	162
		21 m ³ ~50 m ³	172.8
		51 m ³ ~100 m ³	216
		101 m ³ 以上	248.4
公衆浴場	基本料金	10 m ³ まで	2,052
	従量料金 (1 m ³ ごと)	11 m ³ 以上	86.4

改正後 (10%税込み・円)

	水量	料金
一般汚水	10 m ³ まで	2,090
	11 m ³ ~20 m ³	165
	21 m ³ ~50 m ³	176
	51 m ³ ~100 m ³	220
	101 m ³ 以上	253
公衆浴場	10 m ³ まで	2,090
	11 m ³ 以上	88

上下水道料金の計算例

水道メーターの口径が 20 mm の家庭で、1 ヶ月間に 26 m³ の水道水を使用したとき

〈水道料金〉

- ① 20mm口径の基本料金 1,870 円
 - ② 水量料金 1 m³～10 m³分に該当する 10 m³分の水量料金 88 円×10 m³ = 880 円
 - ③ 水量料金 11 m³～20 m³分に該当する 10 m³分の水量料金 121 円×10 m³ = 1,210 円
 - ④ 水量料金 21 m³～30 m³分に該当する 6 m³分の水量料金 148.5 円×6 m³ = 891 円
- (②～④の合算額が 1 ヶ月間の水量料金となります。)
- ①+②+③+④=4,851.0 円 (1 円未満の端数は切り捨て)
- 1 ヶ月の水道料金は 4,851 円 となります。・・・①

〈下水道使用料〉

- ① 基本料金 (水量 10 m³までを含む) 2,090 円
 - ② 従量料金 11 m³～20 m³分に該当する 10 m³分の従量料金 165 円×10 m³ = 1,650 円
 - ③ 従量料金 21 m³～50 m³分に該当する 6 m³分の従量料金 176 円×6 m³ = 1,056 円
- (②～③の合算額が 1 ヶ月間の従量料金となります。)
- ①+②+③=4,796 円 (1 円未満の端数は切り捨て)
- 1 ヶ月の下水道使用料は 4,796 円 となります。・・・②

1 ヶ月間の上下水道料金は ①+②=9,647 円 となります。

分担金の改定について

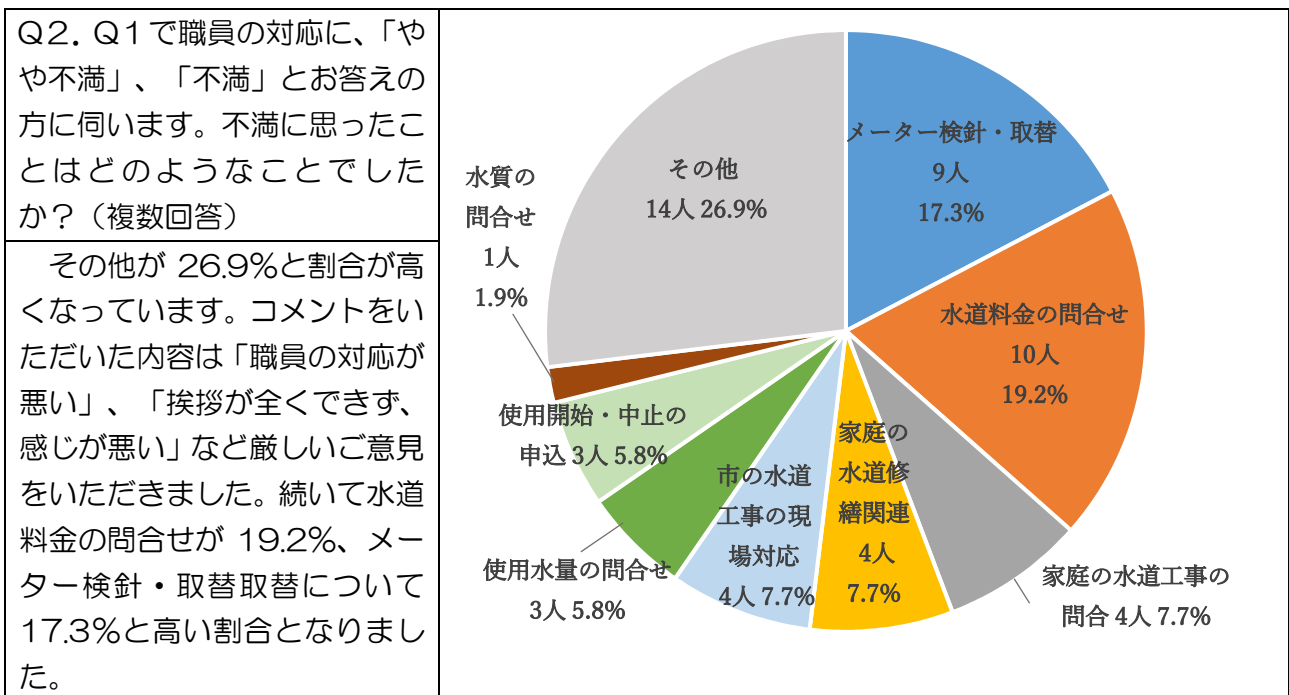
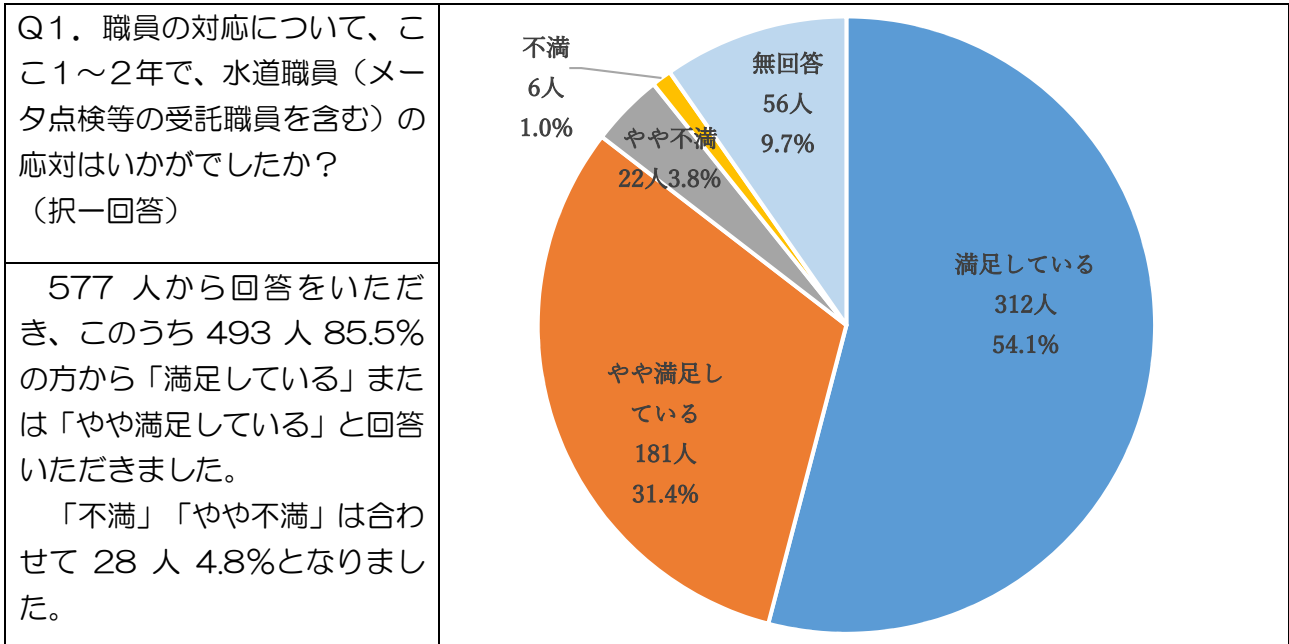
新規に水道を引き込むとき (給水装置の新設) や、既存の給水装置の水道メーターの増径を伴う改造を行うときには分担金の納付が必要です。消費税率の引き上げに伴い、分担金についても金額が改定されます。分担金については、10月1日以降に受付する給水原簿から適用されます。

改正前 (8%税込み・円)		改正後 (10%税込み・円)	
メーター口径	金額	メーター口径	金額
13mm	54,000	13mm	55,000
20mm	108,000	20mm	110,000
25mm	253,700	25mm	258,400
30mm	388,800	30mm	396,000
40mm	728,900	40mm	742,400
50mm	1,080,000	50mm	1,100,000
75mm	2,916,000	75mm	2,970,000
100mm	5,778,000	100mm	5,885,000

※水道メーターの増径工事の場合は既設のメーターの金額と増径後のメーターの金額との差額を納付していただきます。

中津川市水道に関するアンケート調査結果について～その4～

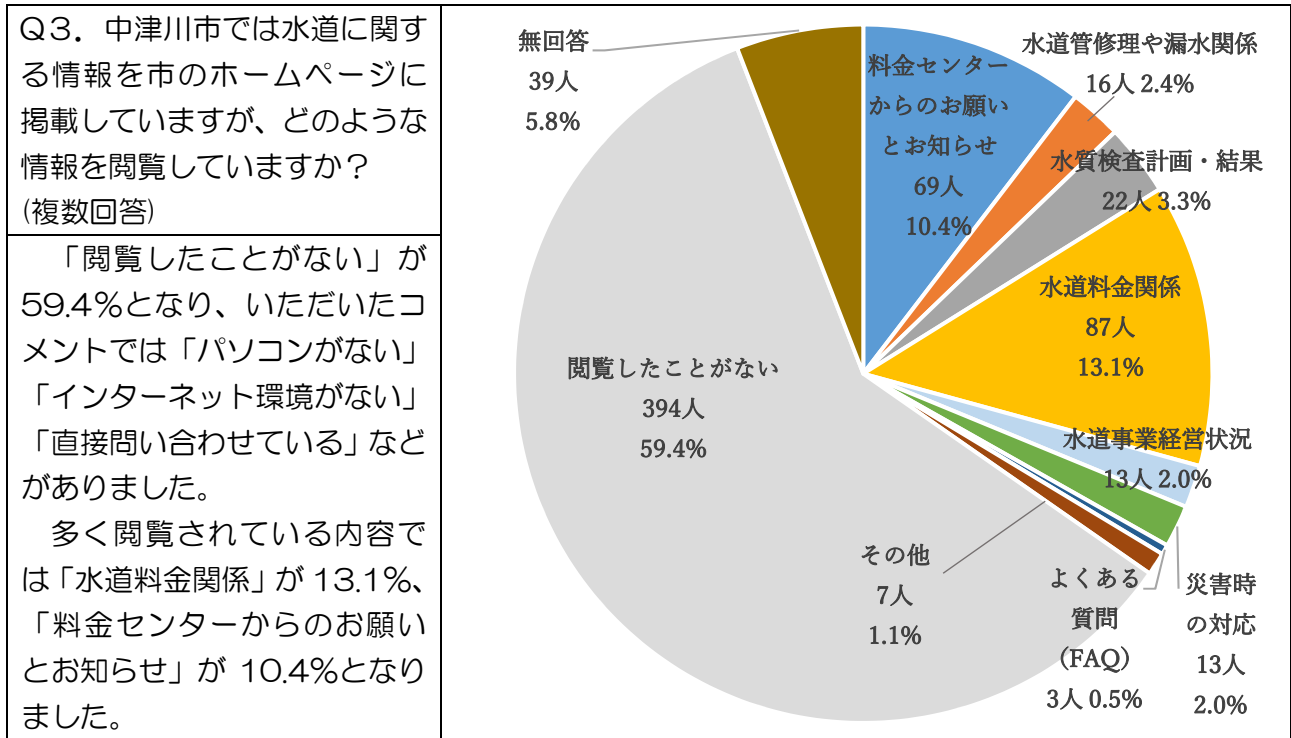
平成28年度に行ったアンケート結果について、今号では次の3つを紹介します。



アンケートでご指摘いただいた職員の対応については、接客研修などを通じて接客マナーの向上を図っていきます。

また、平成26年度から民間業者と水道事業の運営について、包括的な業務委託契約を結び、料金徴収関係業務については上下水道料金センター、水道施設管理業務については水道施設サービスと連携して運営しています。これによりベテラン職員の人事異動等に伴う影響を緩和し、水道事業に関するノウハウを官民で協力して確実に継承し、市民の皆様へ安定した水道事業サービスが提供できるよう努めています。

引き続き、水道事業に携わる全ての職員が接客マナーや技術の向上に努め、お客様満足度の向上を目指してまいります。



市のホームページによる情報発信について、課題が残る結果となりました。

これまでも「料金センターの臨時休業」など生活に直接影響するような情報は「広報なかつがわ」などによりホームページ以外に、複数の手段で情報発信を行っております。

しかし、水道事業の経営状況など将来の市民生活を考える上で必要な情報は、その情報量も多いので、市のホームページを閲覧いただくと便利です。また「よくある質問」についても掲載してありますので、市のホームページを気軽に見ただけのように今後も改善をしていきます。

下水道マンホール紀行～その3～

前回の苗木地区のマンホールにつづき、今回は落合地区のものを紹介します。

落合地区

中央に岐阜県の史跡に指定されている『中山道・落合の石畳』を配置し、周囲に自然を強調する生物や植物がデザインされています。

中山道は馬籠から妻籠の宿場町とその間を結ぶ峠道の散策が外国人観光客に人気ですが、落合の石畳も落ち着いた雰囲気と歴史を感じさせる風情があり、合わせて散策する価値のある道です。



< お問い合わせ先 >

・中津川市上下水道料金センター 電話:0573-62-1285

(営業時間:月～金 8:30～19:00 ・ 土日祝日 8:30～17:30 休日 12月29日～1月3日)

・中津川市 環境水道部 水道経営課・水道課・下水道課 電話:0573-66-1111

(営業時間:平日 8:30～17:15)

